

基安安 0818 第 2 号
平成 26 年 8 月 18 日

事業者各位

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進について
～自主点検実施のお願い～

平素より労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業における労働災害は休業 4 日以上之死傷災害が 4 年連続で増加し、本年は更に増加しております。また、死亡災害についても本年は大幅に増加しているところです。

また、陸上貨物運送事業における労働災害の内訳をみると、トラックの荷台からの「墜落・転落」など荷役作業時の労働災害が約 7 割を占めているところです。厚生労働省では、荷役作業時の労働災害を防止するため、平成 25 年 3 月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸上貨物運送事業者の労働者及び荷主等のそれぞれが実施する事項等を取りまとめました。

貴事業場におかれましては、別添の自主点検表により、安全対策の総点検を実施して頂き、ガイドラインに基づく安全対策に取り組んで頂きますようお願いいたします。

おって、本自主点検は、平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月までに休業 4 日以上の労働災害（交通事故を除く。）を発生させた事業場を対象に送付しております。実施した自主点検結果につきましては、添付する所轄都道府県労働局担当課まで FAX 又は郵送にて、9 月 30 日（火）までに送付いただきますよう、お願い申し上げます。

問合せ・提出先の都道府県労働局一覧

都道府県	担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
01 北海道	安全課	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	(代) 011-709-2311 (内線3553, 3554)	011-756-0056
02 青森	健康安全課	〒030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎2階	(直) 017-734-4113	017-734-5821
03 岩手	健康安全課	〒020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎 5階	(直) 019-604-3007	019-604-1534
04 宮城	健康安全課	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地仙台第4合同庁舎	(直) 022-299-8839	022-295-3668
05 秋田	健康安全課	〒010-0951	秋田市山王7丁目1番3号秋田合同庁舎	(直) 018-862-6683	018-864-6370
06 山形	健康安全課	〒990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	(直) 023-624-8223	023-624-8345
07 福島	健康安全課	〒960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	(直) 024-536-4603	024-536-4664
08 茨城	健康安全課	〒310-8511	水戸市宮町1丁目8-31茨城労働総合庁舎	(直) 029-224-6215	029-224-6273
09 栃木	健康安全課	〒320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	(直) 028-634-9117	028-632-6585
10 群馬	健康安全課	〒371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル8F	(直) 027-210-5004	027-210-5516
11 埼玉	健康安全課	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー15F	(直) 048-600-6206	048-600-6226
12 千葉	健康安全課	〒260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	(直) 043-221-4312	043-221-6868
13 東京	安全課	〒102-8306	千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎13階	(直) 03-3512-1615	03-3512-1559
14 神奈川	安全課	〒231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	(直) 045-211-7352	045-211-0048
15 新潟	健康安全課	〒950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号新潟美咲合同庁舎2号館3階	(直) 025-288-3505	025-288-3516
16 富山	健康安全課	〒930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	(直) 076-432-2731	076-432-6089
17 石川	健康安全課	〒920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階・6階	(直) 076-265-4424	076-265-4431
18 福井	健康安全課	〒910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	(直) 0776-22-2657	0776-21-6646
19 山梨	健康安全課	〒400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	(直) 055-225-2855	055-225-2783
20 長野	健康安全課	〒380-8572	長野市中御所1丁目22-1	(直) 026-223-0554	026-223-0591
21 岐阜	健康安全課	〒500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階	(直) 058-245-8103	058-248-2339
22 静岡	健康安全課	〒420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	(直) 054-254-6314	054-221-7038
23 愛知	安全課	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	(直) 052-972-0255	052-972-8574
24 三重	健康安全課	〒514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎	(直) 059-226-2107	059-226-2117
25 滋賀	健康安全課	〒520-0057	大津市御幸町6番6号	(直) 077-522-6650	077-522-6442
26 京都	健康安全課	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	(直) 075-241-3216	075-241-3219
27 大阪	安全課	〒540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9F	(直) 06-6949-6496	06-6949-6034
28 兵庫	安全課	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	(直) 078-367-9152	078-367-9166
29 奈良	健康安全課	〒630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	(直) 0742-32-0205	0742-32-0212
30 和歌山	健康安全課	〒640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号和歌山労働総合庁舎	(直) 073-488-1151	073-475-0113
31 鳥取	健康安全課	〒680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	(直) 0857-29-1704	0857-23-2423
32 島根	健康安全課	〒690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	(直) 0852-31-1157	0852-31-1163
33 岡山	健康安全課	〒700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	(直) 086-225-2013	086-231-6471
34 広島	健康安全課	〒730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	(直) 082-221-9243	082-221-9252
35 山口	健康安全課	〒753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	(直) 083-995-0373	083-995-0376
36 徳島	健康安全課	〒770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	(直) 088-652-9164	088-622-3570
37 香川	健康安全課	〒760-0019	高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎3階	(直) 087-811-8920	087-811-8933
38 愛媛	健康安全課	〒790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 5F	(直) 089-935-5204	089-935-5247
39 高知	健康安全課	〒780-8548	高知市南金田1番39	(直) 088-885-6023	088-885-6038
40 福岡	安全課	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F	(直) 092-411-4865	092-411-4875
41 佐賀	健康安全課	〒840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	(直) 0952-32-7176	0952-32-7182
42 長崎	健康安全課	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3, 4, 6階	(直) 095-801-0032	095-801-0031
43 熊本	健康安全課	〒860-8514	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎9階	(直) 096-355-3186	096-353-6621
44 大分	健康安全課	〒870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F	(直) 097-536-3213	097-537-7422
45 宮崎	健康安全課	〒880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	(直) 0985-38-8835	0985-38-8830
46 鹿児島	健康安全課	〒892-8535	鹿児島市山下町13番21号鹿児島合同庁舎2階	(直) 099-223-8279	099-223-0575
47 沖縄	健康安全課	〒900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3F	(直) 098-868-4402	098-862-6793



送付先（連絡先）：《局名》 労働基準部 《課名》

FAX 番号：《FAX》

荷役作業における労働災害防止のための自主点検表

点検実施日 平成 年 月 日

事業場の名称	(TEL - -)
点検者職氏名	(職名) (氏名)
上記事業場に所属する労働者数	男 名・女 名・計 名

この自主点検表は、陸運事業場の荷役災害防止対策について、「荷役ガイドライン」で示された事項を中心に、自主的に確認をいただくためのものです。実施が不十分な場合は自主的な改善に努めるようお願いします（【 】は荷役ガイドラインの該当箇所を示しており実施すべきものです。）。

なお、この点検結果は今後の行政としての労働災害防止対策として必要ですので、上記の連絡先までファックス等でご報告をいただきたく、ご協力をお願いします。ご報告内容は、行政運営以外の目的に使用することはありません。

(注)荷役ガイドライン：「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日厚生労働省労働基準局長通達）<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-3.pdf>

I 荷役ガイドライン等を知っていますか

1 荷役ガイドラインを知っていますか。	<input type="checkbox"/> ①知っている（内容も含め） <input type="checkbox"/> ②知っている（内容までは知らない） <input type="checkbox"/> ③知らない
2 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（平成 26 年 1 月 22 日国土交通省作成）を知っていますか。	<input type="checkbox"/> ①知っている（内容も含め） <input type="checkbox"/> ②知っている（内容までは知らない） <input type="checkbox"/> ③知らない

II 安全衛生管理体制等

3 安全衛生委員会等において、荷役作業における労働災害防止について話し合っていますか。【第 2 の 1 (3) ア】	<input type="checkbox"/> ①話し合っている <input type="checkbox"/> ②話し合っていない
4 荷役災害防止担当者を指名していますか。【第 2 の 1 (1) ア】	<input type="checkbox"/> ①指名している <input type="checkbox"/> ②指名予定 → 7 へ <input type="checkbox"/> ③指名予定なし → 7 へ
5 荷役災害防止担当者に荷役作業における労働災害防止のための権限を付与していますか。【第 2 の 1 (1) ア】	<input type="checkbox"/> ①付与している <input type="checkbox"/> ②付与していない
6 指名時に荷役災害防止担当者への教育を実施しましたか。【第 2 の 1 (1) イ】	<input type="checkbox"/> ①実施した <input type="checkbox"/> ②今後実施する予定 <input type="checkbox"/> ③未定

Ⅲ 荷役作業における労働災害防止措置、安全衛生教育

7 荷役作業がある場合、保護帽、安全靴等を着用させていますか。【第2の2(1)ウ】	<input type="checkbox"/> ①保護帽・安全靴とも着用させている <input type="checkbox"/> ②保護帽を着用させている <input type="checkbox"/> ③安全靴を着用させている <input type="checkbox"/> ④いずれも着用させていない <input type="checkbox"/> ⑤荷役作業は実施していない
8 荷役作業を行うことになる労働者に対する雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を実施していますか。【第2の3(1)】	<input type="checkbox"/> ①実施しており、荷役関係も含まれている <input type="checkbox"/> ②実施しているが、荷役関係は含まれていない <input type="checkbox"/> ③実施していない
9 荷役作業従事者に対し、荷役ガイドラインで労働者の順守事項とされたことについて教育を行っていますか。【第2の3(4)】	<input type="checkbox"/> ①教育を行っている <input type="checkbox"/> ②教育を行っていない
10 貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を策定しているか。【第2の5】	<input type="checkbox"/> ①策定している <input type="checkbox"/> ②策定していない

Ⅳ 陸運事業者と荷主等との連絡調整

11 荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかどうか明確にしていますか。【第2の2(1)ア、第2の4(1)、第2の4(2)、第3の4(2)】	<input type="checkbox"/> ①明確にしている <input type="checkbox"/> ②明確にしている時としていない時がある <input type="checkbox"/> ③確認していない→15へ
12 どのような方法で確認しているか。	<input type="checkbox"/> ①ほとんどが書面等（以下、メール、FAXを含む）で確認している <input type="checkbox"/> ②書面等及び口頭の場合がある <input type="checkbox"/> ③ほとんどが口頭で確認している
13 12で確認した事項についてドライバーに提供しているか。	<input type="checkbox"/> ①提供している <input type="checkbox"/> ②提供していない
14 荷役作業に対する対価は明確にされていますか。	<input type="checkbox"/> ①ほとんどが明確にされている <input type="checkbox"/> ②明確にされている場合と明確にされていない場合がある <input type="checkbox"/> ③ほとんどが記載されていない
15 荷主は、着時刻等指定の弾力化に配慮してくれていますか。【第3の2(1)イ】	<input type="checkbox"/> ①ほとんどの荷主が配慮してくれている <input type="checkbox"/> ②配慮してくれる荷主と配慮してくれない荷主がある <input type="checkbox"/> ③ほとんど配慮されていない
16 反復・定例的に荷の運搬を請け負っている荷主等はどのくらいありますか。	反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主の数 () (0の場合) →次ページへ
17 その荷主等と荷役災害防止対策について協議する場を設けていますか。	協議する場を設けている荷主等の数 ()

